

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月30日
【会社名】	共同ピーアール株式会社
【英訳名】	KYODO PUBLIC RELATIONS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上村 巍
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目2番22号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長上村巍は、当社グループ（当社及び連結子会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成23年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を認識し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社4社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を決定しました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結ベースの前連結売上高の概ね3分の2を占める事業拠点を評価の対象としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、売上原価、買掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測・評価を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを個別に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、平成23年12月31日現在の、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断致しました。

### 記

#### 1. 経緯について

平成23年12月8日、当社監査役会宛てにあった内部告発に基づき、同12日に監査役会及び顧問弁護士による内部調査委員会が設置され、告発内容が事実であるかどうかについて調査を行いました。

同26日に内部調査委員会から当社取締役会に提出された内部調査報告書では、元代表取締役社長（以下、「元社長」という）が個人的な借入及びその金利の返済に会社資金を流用したことや、当社と元社長の借入先の間で直接あるいは外注先を通じて返済する契約に、2名の取締役が加担していたことが報告されておりました。当社取締役会はこの報告に基づき、元社長ら3名に対し事実確認等を行ったところ、同27日、元社長及び取締役2名はその事実を認め、また辞任の申し出がありましたので当社取締役会はこれを受理し、新たな代表取締役社長を選定いたしました。

当社では取締役3名が辞任するに至ったこの事態を重く受け止め、同29日に外部専門家で構成する第三者調査委員会を設置し、内部調査報告書に記載された不正行為等について改めて調査を行い、原因究明と再発防止に向けての検討を進めてまいりました。

平成24年2月7日、第三者調査委員会から当社に対し、調査結果と再発防止に向け改善すべき事項の指摘が記載された「調査報告書」が提出され、これを受領いたしました。なお、第三者調査委員会の調査結果の概要は、平成24年2月7日に当社ホームページにて公表されております。

#### 2. 過年度訂正について

第三者調査委員会の「調査報告書」では、元社長による会社資金の不正流用および海外連結子会社の過年度の決算における会計処理について変更の検討を要する、との指摘がありました。これを受け、当社では海外連結子会社の過年度における一部の前渡金に関して、その用途を改めて調査するとともに、資産性の検討を行いました。こ

れにともない関係会社株式の評価の妥当性についても検討し、さらに元社長への貸付金の計上の要否などについても検討いたしました。

この検討の結果、当社では第44期(平成19年12月期)以降の連結財務諸表等を遡及処理することと致しました。具体的には、海外連結子会社における一部の前渡金に関しては、対象となる取引の発生した平成19年12月期時点から費用として認識し、これにともない平成19年12月期以降について関係会社株式評価損を計上することといたしました。また元社長らによる外注先への前渡金を装った資金の不正流用についても、同様に平成21年12月期から貸付金として認識し、会計処理の変更を行うことといたしました。

### 3. 上記問題発生の原因

元社長個人に対する強い依存体質があり、取締役会や監査役による監督機能が十分でなかったことが大きな原因であったと判断しております。

また当社の全社的な内部統制に重要な欠陥があったため、実態と異なる会計処理が行われ、かつその発見、是正に遅れを生じさせたものと認識しております。

当事業年度の末日までに是正できなかった理由は、本件が平成23年12月に内部告発によって発覚した後、当社内に設置した内部調査委員会による調査を期末日直前まで行い、その後、第三者調査委員会による調査を平成24年2月にかけて行ったことから改善策立案が当事業年度末日までに完了しなかったためであります。

### 4. 今後の改善措置および再発防止策の骨子について

当社は、内部調査委員会による調査および第三者調査委員会による検証の結果を踏まえ、本件を教訓とし、子会社等を含めた当社グループ全体において、経営と業務執行の分離を明確にし、取締役会の相互牽制機能の強化などの厳格なガバナンス体制の構築およびコンプライアンス意識の徹底等の改善措置に取り組む所存でございます。そのための再発防止策の概略は、以下のとおりであります。

#### 【再発防止策の概略】

- 1) 所有と経営の分離によるコーポレートガバナンスの強化
- 2) 社外取締役の選任によるコーポレートガバナンスの充実
- 3) 取締役会、監査役会におけるコーポレートガバナンスの強化
- 4) 役員を対象としたガバナンス・コンプライアンス研修の実施
- 5) 内部通報制度「コンプライアンス・ヘルプライン」(社内窓口・社外窓口)の運用開始
- 6) ガバナンス・コンプライアンス委員会の新設による社内横断的な法令遵守体制構築
- 7) コンプライアンス研修の義務化と運用
- 8) 内部監査の充実と実行評価(モニタリング)の実施
- 9) 社内法務組織(法務部)の新設とリーガルチェック体制の確立
- 10) 各種社内規程の見直し、運用の検証
- 11) 懲罰委員会の新設と処分の明確化

### 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

### 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。